

第3次男女共同参画基本計画策定に
当たっての基本的な考え方
(案)

平成22年6月
男女共同参画会議
基本問題・計画専門調査会

目 次

はじめに.....	1
第1部 基本的考え方.....	3
第2部 重点分野.....	9
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大.....	9
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	14
第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画	17
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保.....	20
第5分野 男女の仕事と生活の調和	26
第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進.....	29
第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援.....	32
第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	36
第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶.....	40
第10分野 生涯を通じた女性の健康支援	47
第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	52
第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画	56
第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進	59
第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進.....	62
第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	66
第3部 推進体制.....	70

はじめに

男女共同参画社会をつくる—それは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくること。

男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国際連合を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして、多くの女性たちの活動に支えられて進められてきた。国連が提唱した「国際婦人年」である昭和 50 年(1975 年)、メキシコで第 1 回世界女性会議が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。これを受けて、我が国では、同年、国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、同本部は昭和 52 年(1977 年)に「国内行動計画」を策定した。また、昭和 54 年(1979 年)、国連総会において、女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するため、「女子に対する差別」¹の定義を盛り込んだ女子差別撤廃条約が採択され、我が国は昭和 60 年(1985 年)に同条約を批准した。

西暦 2000 年に向けて各国等が効果的措置を取る上でのガイドラインである「ナイロビ将来戦略」を採択した「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議を経て、平成 7 年(1995 年)、北京において、第 4 回世界女性会議が開催され、同戦略の完全実施を図るための見直しと評価が行われ、「北京宣言及び行動綱領」が採択された。これらの国際的な動きを受けて、国内でも、総合的、体系的な取組が進められた。平成 11 年(1999 年)、これらの努力は男女共同参画社会基本法の成立という形で結実し、その後、我が国では、内閣総理大臣の下で、男女共同参画会議の設置などナショナル・マシーナリーとしての国内本部機構を強化しつつ、男女共同参画基本計画に基づく取組が進められてきた。

しかし、国連が発表するジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)において、我が国は 109 か国中第 57 位という低い順位に留まっているほか、働いている女性の 6 割は、妊娠・出産時に仕事を辞めており、女性の 2 人に 1 人は非正規雇用であるなど、男女共同参画が必ずしも十分に進まなかった面もある。また、少子・高齢化の進展による労働力人口の減少、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など我が国経済社会が変化している中で、女性の活躍による社会の活性化、男性や子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応などが急務となっている。したがって、男女共同参画の推進が不十分だった点については真摯に反省した上で、更に充実した取組につなげていく必要がある。

¹ 1979 年に採択された女子差別撤廃条約第 1 条において、「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものという」と定義されている。

平成 21 年(2009 年)3月 26 日、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問を受けた。同会議に設置された基本問題・計画専門調査会において、国内の様々な状況の変化を考慮した上で、同年8月に公表された女子差別撤廃委員会からの最終見解や女性に対する暴力に関する専門調査会における議論、男女共同参画会議における議論を踏まえつつ、新たな男女共同参画基本計画の基本的な考え方について審議を重ねてきた。平成 22 年(2010 年)4 月 15 日、基本問題・計画専門調査会は、「第3次男女共同参画基本計画に向けて(中間整理)」を公表し、全国で開催した公聴会や意見募集による意見も踏まえて、今般、男女共同参画会議に対する報告として取りまとめを行ったものである。

本報告を踏まえた実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定することを政府に対して期待する。

第1部 基本的考え方

I 目指すべき社会

男女共同参画社会の実現により目指すべき社会は、次のようなものである。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会

II 最近の社会情勢についての認識

平成 11 年6月の男女共同参画社会基本法(以下、「基本法」という。)の施行後、とりわけ平成 17 年 12 月の男女共同参画基本計画(以下、「基本計画」という。)(第 2 次)の策定後、次のような社会情勢の変化があったものと認識している。

1 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来

世界的にみても極めて低い出生率と急激な高齢化により、総人口や労働力人口が減少しているとともに、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加や個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴う地域社会における人間関係の希薄化などがみられる。

2 経済の低迷と閉塞感の高まり

グローバルな経済秩序の変容等も背景に、我が国経済は長期的に低迷を続けており、社会全体に閉塞感の広がりがみられる。

3 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大

失業者や非正規労働者の増加、「男性は収入が安定した正社員」「誰もが結婚できる」といった前提の崩壊、生育家庭の経済状況によって子どもの教育・学習の機会が奪われるといった貧困の「世代間連鎖」の懸念などがみられる。

4 国際化の進展と国際的な人の移動の増加

国際化の進展等による定住外国人の増加、企業の国際展開による国際的な人の移動の活発化などがみられ、国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要性が高まっている。

III 基本法施行後 10 年間の反省

基本法の施行後、2次にわたる基本計画に基づく取組を行ってきたが、男女共同参画が

必ずしも十分には進まなかった理由として、次のようなことが考えられる。

- 1 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取組が不十分であった。
：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は、弱まってきているが未だ根強い。
- 2 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。
：男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性のみの課題として認識されることも多く、また男性の意識が低く、家庭内等の「小さな」課題と捉えられがちで、地域などで関心のある人々が学習をしてもそれが社会全体の変革にはつながらなかった。
- 3 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。
：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、固定的性別役割分担を前提とした制度の変革、ライフスタイルの多様化に対応した制度や枠組みの整備が遅れるなど、強力なリーダーシップが不足していたほか、男女共同参画を進めることが経済や社会全体の活性化につながるという意識が、各主体のリーダーに不足していた。
- 4 男女のセーフティネットや女性の様々な生き方への配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらない場合があった。
：雇用・就業状況の変化や家族・地域の変容等に対応したセーフティネットが不十分であったため、経済・雇用情勢の急激な悪化によって様々な困難に直面する人々が増加したほか、出産・子育て等により離職せざるを得ない女性も多いといったM字カーブ²に関する問題(以下、「M字カーブ問題」という。)の解消、長時間労働の抑制などの成果につながらなかった。

IV 第3次基本計画の策定に当たっての留意点

以上述べたような現状認識や反省の上に立って、第3次基本計画を策定するに当たり、次の点に留意する必要がある。

- 1 基本法施行後10年間の反省を踏まえて、実効性のあるアクション・プランとする。このため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した上で、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。

²日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的にみると、台形型に近くなっている国が多い。

- 2 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」、「子ども・子育て支援策」「人権施策」など、政府が一体となって省庁横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- 3 女子差別撤廃委員会からの最終見解(2009年8月)における指摘事項について、点検するなど、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内施策における実行などにより、国際的な協調を図る。その際、国際的な概念や考え方(ジェンダー³等)を重視する。
- 4 計画の策定過程の透明化を進め、NGOを含めた国民の意見を反映するなど、計画の策定過程を重視する。

V 改めて強調すべき視点

第3次基本計画の策定に当たって改めて強調すべき視点は次のとおりである。

1 女性の活躍による社会の活性化

- ・ 経済の低迷と閉塞感の高まりや、高齢化が進む中、女性を始めとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められる。
- ・ 女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、単に労働供給を量的に確保するという観点ではなく、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムの構築にとって不可欠である。

2 男性にとっての男女共同参画

- ・ 多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするため、男女共同参画を男性の視点から捉えることも不可欠である。
- ・ 長時間労働の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である。

3 子どもにとっての男女共同参画

- ・ 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を目指すとともに、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成は、持続可能な社会を形成するためにも重要な視点である。
- ・ 家族の形態、個人のライフスタイルなどが多様化する中で、ひとり親家庭の子どもや、性暴力の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもも増えており、安全で安心に暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

³ 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

4 様々な困難な状況に置かれている人々への対応

- ・ 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、グローバル化などの中、貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等により就業を中断することが多いこと、非正規雇用が多いこと、女性への暴力が自尊心や心身を傷つけ、自立に向けた就業や社会参加を困難にしていることなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすい。特に、高齢単身女性や母子世帯層などで相対的貧困率が高い。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。
- ・ 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革など、男女共同参画の推進が様々な困難な状況に置かれている人々への対応に不可欠である。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。
- ・ 暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要である。

6 地域における身近な男女共同参画の推進

- ・ 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要である。このため、地域における意思決定システムへの女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動などへ多様な者が参画することが必要である。
- ・ 地域において男女共同参画を推進することが、様々な活動を行っているあらゆる人々にとっての身近な男女共同参画につながる。

VI 喫緊の課題

5年間の計画期間において取り組む制度的な課題のうち、特に早急に対応すべき主な課題は次のとおりである。

1 分野や実施主体の特性等に応じた実効性あるポジティブ・アクション(積極的改善措置)⁴の推進

- ・ 「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」という目標の達成には、取組を相当強化し、加速することが必要である。

⁴ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)は、基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。

そのための具体的な手段としては、クォータ制⁵(法的根拠のある強制型割当制・自発的割当制など)やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式⁶など多種多様な方法があり、分野や実施主体の特性に応じ、実効性のあるポジティブ・アクションを推進することが重要である。

- ・ 特に、政治、行政、雇用、学術等の分野における女性の参画促進のためのポジティブ・アクションの実施については、女子差別撤廃委員会の最終見解において、2年以内にフォローアップを行うこととされており、効果的なポジティブ・アクションの実施が不可欠である。

2 より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

- ・ 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。
- ・ 男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、育児や介護など家庭で担われている役割の評価やジェンダー予算⁷の検討を行うとともに、ジェンダー統計⁸の活用を進める。また、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への変更といった視点から、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを行う。

3 雇用・セーフティネットの構築

- ・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、求職中の離職者や女性が半数以上を占める非正規労働者などへのしわ寄せをもたらす。

女性が当たり前働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、均等待遇の確保、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取組が必要である。

- ・ 貧困や人間関係など生活上の様々な困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域による相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築など、個人の様々な生き方に沿った切れ目ないサービスの提供が必要である。
- ・ 障害者や定住外国人など、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合に、適切な支援が必要である。

⁵ クォータ制とは、ポジティブ・アクションの手法の一つで、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

⁶ ゴール・アンド・タイムテーブル方式とは、達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式のこと。

⁷ 政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。「男女共同参画関連予算」だけではなく、男女共同参画社会に影響を与えうる政府のすべての施策が対象となりうる。「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。

⁸ ジェンダー統計とは、男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計である。ジェンダー統計の整備のため、統計調査等について、可能な限り性別データを把握し、公表する必要がある。

4 推進体制の強化

- ・ 男女共同参画社会の形成には、推進力を一層強化していくことが必要である。国内本部機構の機能を最大限に発揮できるようにするなど、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、基本計画や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能の強化が必要である。
- ・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援を行い、関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、有機的に連携して取り組むことが必要である。

第2部 重点分野

第1分野 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」

I これまでの施策の効果と、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」が十分に進まなかった理由

1 「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位⁹に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」との目標(以下、「2020 年 30%」という。)の設定及び「女性の参画加速プログラム」(平成 20 年4月男女共同参画推進本部決定)の策定により、「指導的地位」に女性が占める割合は各分野において徐々に増加してきているが、上記目標の達成には、相当の推進力が必要な状況にある。

男女共同参画の国際的な指標の一つであるGEM¹⁰から見ても、改善が進んでおらず、政策・方針決定過程への女性の参画状況は不十分である。

2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を強力に推進する強力なリーダーシップが不足していた。
- (2) 国の審議会等の女性委員や国家公務員の管理職など、国が直接取り組むことができる分野については、「2020 年 30%」の達成に向けて、具体的数値目標を設定して取組を進めてきたのに対し、政党や民間企業などへの行政からの働きかけが自制的であった。
- (3) 政党、企業、大学などあらゆる分野で意思決定権者や中間管理職の男女共同参画への理解、取組が不足していた。
- (4) 男女共同参画に向け、女性を積極的に採用し始めたものの、男性の旧来の働き方を前提とした人事慣行、キャリア形成の機会の男女間格差、就業の中断などにより「指導的地位」に立つ女性候補者が少なかった。

⁹ 指導的地位は、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者」と定めている。

¹⁰ ジェンダー・エンパワーメント指数のこと。国連開発計画（UNDP）が毎年「人間開発報告書」において公表。女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

- (5) 固定的性別役割分担意識¹¹の下に、男性を中心とした基幹的労働者は長時間労働が可能であることなどを前提に評価され、同様の働き方が可能な女性の参画のみが進み、男女の新たな働き方を創出できなかった。
- (6) ロールモデルの不足による孤立・不安や長時間労働を前提とした勤務への躊躇など、環境整備が不十分だったこと等により、女性自身も「指導的地位」に立つことを敬遠する傾向も見られた。

Ⅱ 今後の目標

- 1 将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが必要である。

また、民主主義社会においては、構成員の意思を公正に反映できる参画の制度と運用が必要であり、女性が社会の構成員の半分以上を占める中、政策や方針の決定に関わる立場の女性を増やしていくことが必要であることから、「2020 年 30%」をあらゆる分野においてできるだけ早期に実現する。

- 2 このため、意思決定権者を始めとして、女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と固定的性別役割分担意識の解消を図り、仕事と生活の調和や公共調達における評価などの条件整備等を推進することにより、あらゆる分野における取組を促進する。

また、基本法に規定されているポジティブ・アクションを積極的に推進する。ポジティブ・アクションには、クォータ制、インセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式などの手法があり、また、実施主体に対する拘束度合についても、例えば数値の設定水準のほか、実施主体に対する義務づけ、努力目標などの点で様々なものが存在する。こうした多種多様なポジティブ・アクションについて、女性の能力に対する誤解などを生まないように、それぞれの分野や実施主体の特性に応じ、実効性のある手法を検討すべきである。

特に、女子差別撤廃委員会の最終見解で、数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう指摘のあった分野（政治分野、公的分野、学術分野、雇用分野等）においては、早急な対応が必要である。

なお、意思決定の各段階において女性の参画が拡大されるよう配慮すべきである。

- 3 さらに、「2020 年 30%」の達成に向けた中間目標として、第3次基本計画における具体的施策の最終年度を念頭に、「2015 年 20%」、「2015 年までに 10 ポイントアップ」といった目標を個々の分野等ごとに現状を踏まえつつ設定し、取組を強化する。

¹¹ 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 施策の基本的方向

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の目標「2020 年 30%」を達成するため、固定的性別役割分担意識や女性に対する男性の差別意識の解消、ロールモデルの提示や教育等による女性自身の意識や行動の改革、雇用分野における均等確保、長時間労働の抑制などによる仕事と生活の調和の推進等の条件整備を推進するほか、あらゆる分野における女性の参画促進のための措置を講じる。

具体的には、

- ① 女性の参画状況についての調査・公表を行うほか、好事例を発信する。
- ② 実施主体への働きかけを行う。
- ③ 目標とスケジュールを設定し、その達成状況を確認する。
- ④ 表彰や、公共調達等において男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するなどのインセンティブを付与する。
- ⑤ クォータ制も含め、多種多様なポジティブ・アクションを検討する。

2 分野別の具体的な取組

(1) 政治

国は、政治分野についても女性の参画拡大に向けて積極的に働きかけを行う。

具体的には、

- ① 政党別の男女共同参画の推進状況(女性党员、女性役員、女性候補者等の比率など)についての調査の実施、公表を行うほか、女性の割合を増加させるよう働きかける。
- ② 女性候補者増加のためのインセンティブの付与、具体的な数値目標の設定、女性候補者比率のクォータ制の導入等制度的な対応についての検討を働きかける。
- ③ 地方自治体の女性首長のネットワークの形成、地方議会も含めた両立支援体制の整備等について働きかける。

(2) 司法

- ① 検察官について、「2020 年 30%」に向けた具体的な中間目標の設定などに取り組む。
- ② 裁判官、弁護士についても、「2020 年 30%」に向けた具体的な中間目標の設定などの取組を行うよう裁判所、弁護士会等に働きかける。また、弁護士過疎問題に関する取組の中で、女性弁護士がゼロである地域を減らすための取組についても検討することを弁護士会等に働きかける。
- ③ 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘や、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、助言するメンター制度の導入を促す。

(3) 行政(国、地方公共団体、審議会、政府関係機関等)

- ① 府省ごとに、採用及び管理職の登用について、「2020 年 30%」に向けた具体的な中間目標を設定するほか、特に、公務員制度改革に際し、女性の登用が進むよう積極的に取り組む(例えば各府省において中間目標達成のための工程表を作成するなど)。
- ② 公務員の成績主義の原則を前提としつつ、これまでの慣行などにとらわれることなく女性の職域拡大を図るほか、中途採用、人事交流等を通じて、女性の管理職への登用を強力に推進する。
- ③ 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルを発掘し、活躍事例を提供するほか、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、助言するメンター制度の導入を促す。
- ④ 男性の育児休業取得促進を率先して実施するなど柔軟な働き方を推進し、育児休業取得を想定した人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を推進する。
- ⑤ 国の審議会等委員については、女性比率がまだ低い専門委員等に重点をおいて参画拡大に取り組む。
- ⑥ 日本学術会議においては、女性の会員比率(平成 17 年 10 月以降 20%)及び連携会員比率の向上を図るなど、女性科学者の登用に努める。
- ⑦ 地方公共団体及び政府関係機関等も含め、行政全体として積極的に女性の参画拡大を推進するよう、上記の取組を強く働きかけるとともに、情報提供を行う。
また、地方公共団体における審議会等委員についての国の法令に基づく職務指定について検討し、必要な見直しを行うとともに、地方公共団体に対し柔軟な対応を働きかける。
- ⑧ 国や地方公共団体が実施する事業について、先進的な事例としての男女共同参画を要件とする「クロスコンプライアンス」(補助金等の採択に当たり、男女共同参画等、別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法)を活用することに関して検討を行う。

(4) 経済活動を行っている団体(企業、経済団体、労働組合、協同組合等)

- ① 「2020 年 30%」に向けて、女性の採用や管理職・役員における女性の登用についての具体的な目標(例えば 2015 年の目標)を設定するなど実効性ある取組を行うよう強く働きかける。
- ② 女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、情報提供、表彰などを積極的に行う。
- ③ 公共調達において、男女共同参画に関連する調査の委託先を選定する際に、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するとともに、さらなる取組を検討する。また、男女共同参画に取り組む企業に対する支援の在り方(税制等を含む)を検討する。

- ④ 公共調達において、労働関係等各種法令の遵守のみならず、賃金も含めた適正な労働条件の確保、男女共同参画への積極的な取組等を受託企業の条件とすることについて、法整備を検討する。
- ⑤ 企業の役員について一定の女性比率を義務づけるなどの諸外国における先進的な取組も踏まえ、実施主体の特性等に応じた実効性のある具体的なポジティブ・アクションを検討する。
- ⑥ 男女を問わず家庭責任を有する労働者が公平に評価され、意欲を持って働き続けられるような雇用処遇体系の検討を促す。また、誰もが目指すことのできるような身近なロールモデルの発掘や、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、助言するメンター制度の導入を促す。
- ⑦ それぞれの団体における女性の活躍推進状況を測ることができる物差しとなる値（ベンチマーク）や指針の作成・提供を検討する。

(5) 上記以外の分野（教育・研究機関、医師等の専門的職業及び職能団体、PTA、スポーツ団体、自治会、市民活動団体等）

- ① 女性の能力発揮が、それぞれの団体・組織・業界や地域の活性化に不可欠という認識の醸成を図る。
- ② それぞれの団体・組織が「2020 年 30%」に向けた具体的な目標（例えば 2015 年の目標や、現状において女性がゼロである場合に「最低 1 名・女性 1 割運動」の展開など）を設定するよう働きかける。

第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」

I これまでの施策の効果と、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」が十分に進まなかった理由

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しについては、税制関係で「平成22年度税制改正大綱」において今後の方向性が示され、また、社会保障制度については、平成16年年金制度改正が施行されるとともに、新たな年金制度に向けて今後具体的な制度設計を行うことが示されるなど一定の取組が実施されている。しかし、配偶者控除や第3号被保険者制度の廃止・縮小を含めた見直しや、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正等、第2次基本計画で課題とされている制度改正の実現には至っていない。

広報・啓発活動については、「男女共同参画社会」という言葉の周知度は平成22年までに目標である100%を達成することは困難である上（平成21年10月の内閣府が実施した男女共同参画社会に関する世論調査では64.6%）、固定的性別役割分担意識も根強く残っている。

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 少子・高齢化等の変化に対応するため、男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識が醸成されていない。この背景には、目指すべき男女共同参画社会の姿を分かりやすく身近なものとして示せなかったことや、男女共同参画が政治・経済や地域生活などあらゆる分野で人々が抱える具体的な問題と密接に関係していることを十分に伝えられなかったことがある。
- (2) あらゆる政策や計画に男女共同参画の視点を入れていくための具体的な方策の検討や政策実施主体への働きかけが十分ではなかった。
- (3) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた、社会経済の変化を踏まえた世論形成のための理論付け、意識付けのための方法の検討や働きかけが不足していた。
- (4) 固定的性別役割分担を前提とした制度の変革やライフスタイルの多様化に対応した法整備が遅れるなど、政治のリーダーシップが不足していた。

II 今後の目標

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。その際、片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責

任を担える社会の構築といった視点が重要である。

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進める。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進めるとともに、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の形成に必要な法制度等の理解促進のため、効果的な広報・啓発等を行う。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 施策の基本的方向

人生を通じた多様なライフスタイルを尊重し、ライフスタイルの選択に対し中立的に働くよう社会制度・慣行を見直す。その際、核家族化、共働き世帯の増加、未婚・離婚の増加、単身世帯の増加などの家族形態の変化やライフスタイルの多様化に対応した世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築、国際規範・基準の積極的な遵守や国内施策における実行といった視点が必要である。また、女性の就業調整や非労働力化を促す可能性のある制度の見直し、高齢期の経済的自立につながる制度・環境の整備が重要である。

(2) 具体的な取組

- ① 国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める。
- ② 社会保障制度について、新たな年金制度が男女の社会における活動の選択に中立的な制度となるよう検討する。
- ③ 家族に関する法制について、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要である。また、時代の変化等に応じ、家族法制の在り方について広く課題の検討を行う。
- ④ 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響についての調査を進める。

2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

(1) 施策の基本的方向

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの未だに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。

(2) 具体的な取組

- ① 固定的性別役割分担意識の解消、特に男性や若年層の意識を変えるための広報・啓発に取り組む。
- ② 男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を進める。
- ③ 地方公共団体、NGO、経済界、マスメディア、教育関係の団体等、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る団体と連携して戦略的に広報・啓発を進める。

3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

(1) 施策の基本的方向

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の拡充を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 教育・啓発を通じて人権に関する正しい理解の普及を進める。
- ② 法令や条約の分かりやすい広報などにより周知を進める。
- ③ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充を図る。
- ④ 通訳を配置した外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応を進める。

4 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

(1) 施策の基本的方向

男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関する調査研究を進めるとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査の実施や、業務統計を含めた統計情報等の収集・整備・提供を充実する。調査の実施や統計情報の収集に当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の男女別データを把握し、利用者の要望やプライバシー保護に配慮した上で、可能な限り男女別データを表示して公開する。

(2) 具体的な取組

- ① 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握を行う。
- ② 調査や統計における男女別情報(ジェンダー統計等)の充実を図る。
- ③ 「ジェンダー予算」の実現に向けた調査研究を行う。
- ④ 家事、育児、介護、ボランティア活動などの無償労働¹²の把握や家庭で担われている育児・介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。

¹² 無償労働とは、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味する。内閣府経済社会総合研究所では、無償労働についての貨幣評価額を推計しているが、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的活動が無償労働の範囲としている。

第3分野「男性、子どもにとっての男女共同参画」

I これまでの施策の効果と、「男性にとっての男女共同参画」が十分に進まなかった理由

- 1 第2次基本計画では、「男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する」を掲げ取組を行ってきた。しかし、固定的性別役割分担意識は依然根強く、長時間労働なども影響して家庭での育児等への参画や地域活動への参加が進んでいない。

なお、子どもにとっての男女共同参画については、第2次基本計画において明確に位置付けられていない。

- 2 男性にとっての男女共同参画が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 少子・高齢化等の変化に対応するため、男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識が醸成されていない。特に、男性の多くは、男女共同参画を「女性の問題」あるいは「家庭や職場の男女間のささいな問題」ととらえ、「自分の問題」「日本社会に大きな意味をもつもの」との認識が低い。
- (2) 働き手や稼ぎ手は男性で、女性は家庭を守る又は家計の補助的に働くという固定的性別役割分担意識が女性にも残っているが男性により強く残っている。また、固定的性別役割分担意識が強い企業・職場もあることもあいまって、男性の長時間労働や、育児休業を取得することについての遠慮や周囲から理解を得られないことにつながっており、家庭生活や地域生活に関わることが、本人が望む場合にも困難となっている。

II 今後の目標

- 1 国連婦人の地位委員会においても、男性が、男女共同参画社会の形成に向けて積極的な役割を果たすべき存在であると指摘されている。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。男性は家計の支え手という意識と男性の自殺率等との関連性の有無などに着目し、男性自身が固定的性別役割分担意識にとらわれていることからの脱却を図る。また、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進める。
- 2 次代を担う子どもたちが健やかに、そして、個性と能力を発揮できるように育っていくため、子どもの頃から、男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進める。また、ひとり親家庭の子どもや性暴力の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題が顕在化してきており、安全で安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援を行う。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 男性にとっての男女共同参画

(1) 施策の基本的方向

男性の固定的性別役割分担意識からの脱却に関する調査研究を行うとともに、男性への意識啓発や相談活動などを行う。

(2) 具体的な取組

- ① 男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を行う。
- ② 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進する。
- ③ 男性に対する相談体制を確立するとともに、男性の自殺予防等の対策を充実する。
- ④ 女性に対する男性による暴力の予防啓発の充実を図る。
- ⑤ 男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するための食育を推進する。
- ⑥ 固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧や男性の心身の健康の問題等、男性に関する総合的な調査を行う。

2 男性の家庭・地域への参画

(1) 施策の基本的方向

男女ともに仕事と生活が調和する社会を目指し、働き方の見直し等、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境整備を推進する。

また、定年等により退職した男性について、地域活動等に参画できるよう支援する。

(2) 具体的な取組

- ① 企業における男性管理職等の意識啓発の取組を推進する。
- ② 育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等、男性が育児・介護に参画するための環境を整備する。
- ③ 男性が地域社会へ参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制など環境を整備する。
- ④ 定年等により退職した男性が、これまでの経験を活かして地域活動等に参画し、生きがいのある生活を送れるよう支援する。
- ⑤ 孤立しがちな高齢男性などに対する日常生活自立に向けた支援を行う。
- ⑥ 仕事と生活の調和のとれた働き方を目指す。
- ⑦ 男性の育児への参画や家庭生活への参画を推進するため、情報や学習機会の提供等の支援を行う。
- ⑧ 家庭や地域において生き生きと活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。

3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

(1) 施策の基本的方向

次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、子どもの頃から、男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進める。また、男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、健康教育や性教育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題についての対策を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進する。
- ② 思春期の女性の健康を守る食に関する知識を普及啓発する。
- ③ 健康教育を推進する。
- ④ 発達段階に応じた適切な性教育を推進する。
- ⑤ HIV／エイズや薬物乱用防止に関する教育・啓発を行う。

4 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

(1) 施策の基本的方向

子どもたちが健やかに成長できるよう、医療体制の整備や暴力根絶に向けた環境の整備を行う。また、子どもの貧困の連鎖を断ち切るなど、社会全体で子どもを支える取組を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発等の充実を図る。
- ② 子どもが健全に育つため、メディア・リテラシー¹³の向上や暴力を伴わない人間関係の構築のための教育・学習を充実するほか、児童ポルノの根絶に向けた取組を行う。
- ③ 「人身取引対策行動計画 2009」に基づき、子どもが被害者となる人身取引対策の取組を進める。
- ④ 子どもの貧困の連鎖を断ち切るための環境整備を推進する。
- ⑤ 障害・病気がある子どもへの対策を充実し、小児医療体制の整備を推進する。
- ⑥ 男女とも子どもに関われるような仕事と生活の調和の普及に向けた気運醸成及び推進を図る。
- ⑦ 子どもに関わるNPO・NGOの取組に対する支援を推進する。

¹³ メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

第4分野 「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」

I これまでの施策の効果と、「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」が十分に進まなかった理由

1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「男女雇用機会均等法」という。）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、「パートタイム労働法」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）の改正など法制面での充実が図られてきたこと等により、M字カーブもなだらかになってきているほか、企業における女性管理職の割合も増えており、男女間の賃金格差が縮小傾向にあるなど一定の改善は見られる。

しかしながら、いまだ「M字カーブ問題」が解消されておらず、女性の就業者に占める非正規雇用の割合が過半数を超え、男女間の賃金格差の縮小も小幅にとどまっている。また、女性管理職の比率は低水準であり、ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業割合も減少傾向にあるなど、課題が依然として残っている。

2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 働き手や稼ぎ手は男性で、女性が働くのは家計補助の目的であるという、固定的性別役割分担意識が社会にまだ残っているため、第一子出産を機に女性の約6割が退職するなど、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、継続就業を望んでいる女性が就業を継続できるような雇用環境整備が進んでいないなどから、職場における男女の実質的な機会と待遇の均等が達成されていない。
- (2) 同様の固定的性別役割分担意識から、男性よりも女性が非正規雇用の対象になりやすく、出産等によりいったん退職した女性の再就職は難しく、再就職できても非正規雇用とならざるをえない場合も多い。このため、正規雇用と非正規雇用の待遇の格差が男女間の格差につながっている。非正規雇用から正規雇用への転換を希望する女性への支援や教育が十分ではない。
- (3) 税制、社会保障制度の中に、女性の働き方の選択や、非正規雇用化に影響を及ぼすものが存在している。

II 今後の目標

1 就業は生活の経済的基盤であり、また働くことは自己実現につながるものでもある。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ¹⁴の推進につながり、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持つ。

¹⁴ 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

- 2 男女雇用機会均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、男女雇用機会均等法の履行確保はもとより、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇出处遇体系の見直し、「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続支援などに取り組んでいく必要がある。

また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因になっているとの問題もある。

このため、非正規雇用の雇用環境の整備に向けた一層の取組が必要であり、また、公務部門における非正規雇用についても同様である。

- 3 雇用分野だけでなく起業や自営業などの分野においても、男女が均等な機会の下で一層活躍できるようにする。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

(1) 施策の基本的方向

男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図るとともに、同一価値の労働についての男女労働者の同一報酬に関する条約（ILO第100号条約）の趣旨を踏まえ、男女間の賃金格差の解消を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 女性の就業機会確保のため、女子学生を含めた新卒就職の支援、募集・採用における年齢制限の禁止の徹底に向けた指導・啓発活動を行う。
- ② 男女間賃金格差の解消に向けて、「男女間の賃金格差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方策に係るガイドライン」の周知・啓発を推進するとともに、労使の取組を支援する手法を提供し、個々の企業において格差の解消に向け、その原因を分析すると同時に、格差是正に向けた工程表を設定するなど具体的な取組に着手することを強く促す。
- ③ 同一価値の労働についての男女労働者の同一報酬に関する条約（ILO第100号条約）の実効性確保のため、職務評価手法等の研究開発を進める。
- ④ 労働基準行政と雇用均等行政の連携を図る。また、雇用均等行政の実効性を高め、全国どの地域においても企業への指導や労働者の救済が等しく円滑に行われる必要があるため、都道府県労働局雇用均等室がその機能を十分発揮できるよう、体制の強化を図る。
- ⑤ 間接差別の禁止について、現行省令の徹底を図るとともに、場合によっては間接差別に該当する可能性もあるような事例について広く収集し、現行省令に定められている措置以外への拡大に向けた検討を行う。また、間接差別についての広範な研

究を行う。

- ⑥ コース等で区分した雇用管理については、事実上の男女別雇用管理とならないよう、留意すべき事項について周知徹底を図るとともに、適正な運用に向けた的確な行政指導等を行う。
- ⑦ 男女を問わず家庭責任を有する労働者への公正な評価を確立し、人事雇用体系の見直し及び育児・介護休業取得者の代替要員の確保を促す。
- ⑧ 研修・相談体制の充実など、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する企業の積極的な取組を促すため、具体的ノウハウを提供するとともに、セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じていない企業等に対しては行政指導を行う。
- ⑨ 男女雇用機会均等法等関係法令、制度の周知については、労使を始め社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努める。

また、男女雇用機会均等法等に基づく個別紛争解決の援助や相談体制の充実を図る。

2 非正規雇用における雇用環境の整備

(1) 施策の基本的方向

労働者が、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題である。

このため、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進など、多様な働き方の雇用の質を向上させるための施策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者と「通常の労働者」の均等・均衡のとれた待遇を推進する。
- ② 同一価値労働同一賃金の実現に向けて、法整備も含めて具体的な取組方法を検討する。
- ③ 不安定な身分やキャリア形成の困難さなど非正規雇用を巡る問題の解決を図り、非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みの構築を推進する。
- ④ 非正規雇用から正規雇用への転換を希望する者に対して、正規労働者になるための職業訓練などの支援を行う。
- ⑤ 短時間正社員制度など公正な待遇が図られた多様な働き方の普及を推進するほか、フルタイムの正規雇用とこうした多様な働き方との間の双方向の転換が図りやすい環境を整備する。

- ⑥ 有期契約労働者について正社員との待遇の均衡を検討するとともに、派遣労働者について派遣先の労働者との待遇の均衡を検討する。
- ⑦ 非正規労働者に対する均衡処遇等について、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者など各労働者間で施策において合理的でない差が生じることのないよう、正規労働者との待遇の均衡等の問題を検討する中で対策を講ずる。

3 ポジティブ・アクションの推進

(1) 施策の基本的方向

実質的な男女平等確保を実現し、とりわけ女性の能力が十分に発揮できるようにするため、ポジティブ・アクションを積極的に推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 「2020 年 30%」に向けて、女性の採用や管理職・役員における女性の登用についての具体的な目標(例えば、2015 年の目標)を設定するなど、実効性のある推進計画を策定するよう働きかける。
- ② CSR(企業の社会的責任)¹⁵の視点からも、ポジティブ・アクションを推奨するとともに、企業において積極的にポジティブ・アクションを導入できるよう、取組のためのノウハウ等に関する情報提供、表彰などを積極的に行う。
- ③ 企業の自主的な取組を促進するため、公共調達において、男女共同参画に関連する調査の委託先を選定する際に、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するとともに、更なる取組を検討する。また、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する支援の在り方(税制等を含む)を検討する。
- ④ 公共調達において、労働関係等各種法令の遵守のみならず、賃金も含めた適正な労働条件の確保、男女共同参画への積極的な取組等を受託企業の条件とすることについて、法整備を検討する。

4 女性の能力発揮促進のための支援

(1) 施策の基本的方向

働き手や稼ぎ手は男性で、女性が働くのは家計補助の目的であるという、固定的性別役割分担意識の解消を図る。さらに、女性労働者の就業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 固定的性別役割分担意識にとらわれずに、生き生きと活躍する身近な女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。

¹⁵ 企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

- ② 女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、助言などを与えてくれるメンター制度の導入を促す。
- ③ 女性を継続的に育成するため、育成の方針や方法を示すモデルを提供する。
- ④ 女性と仕事の未来館において、働く上で女性がその能力を十分に発揮できるよう、能力発揮セミナー、起業支援セミナー、学生向けセミナーの開催や全国の女性関連施設向けの研修、働くこと全般に関する相談を実施する。

5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

(1) 施策の基本的方向

多様な生き方があることを前提に、各人がそれぞれ選択した生き方の中で、その能力を十分に発揮していくことができるような支援、体制整備、制度の見直しを行っていく。

(2) 具体的な取組

- ① 育児・介護等により就業を中断する女性が多い現状を踏まえ、再就職の支援体制の充実を図る。
- ② 短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業等の仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方について、マニュアルや指針等により就業条件の適正化を図りつつ普及促進を図る。
- ③ 起業に関する知識や手法に関する情報提供、低利融資制度などの資金面での支援、起業後の支援など女性の起業に対する支援体制の充実を図る。
- ④ 商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握や税制等の各種制度の在り方の検討などを行い、就業環境整備に努める。
- ⑤ 国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める。
- ⑥ 社会保障制度について、新たな年金制度が男女の社会における活動の選択に中立的な制度となるよう検討する。

6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

(1) 施策の基本的方向

女性が出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく継続できるよう支援するとともに、仕事の質の向上を促進し、「M字カーブ問題」の解消に向け、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和など、関係する様々な取組を積極的に推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 女性が意欲を持って就業継続できるよう、人事慣行、雇用処遇の改善等上記 1 から 5 までの取組を推進する。

- ② 今後定める予定の「新成長戦略」における数値目標の達成に向け、具体的な工程表を作成する。
- ③ 第1子出産前後の女性の継続就業率や男性の育児休業取得率、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合など「仕事と生活の調和推進のための行動指針」における数値目標や「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年 1 月閣議決定)における数値目標の達成に向け、実効性のある取組を推進する。
- ④ 上記の取組のほか、固定的性別役割分担意識の解消、仕事と生活の調和など、「M字カーブ問題」の解消に向け、様々な取組を積極的に推進する。

第5分野 「男女の仕事と生活の調和」

I これまでの施策の効果と、「男女の仕事と生活の調和」が十分に進まなかった理由

1 「男女の仕事と生活の調和」については、育児・介護休業法の改正、次世代育成支援対策推進法に基づく取組、労働基準法の改正、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育サービスの充実等が進められてきたほか、平成19年12月には政労使トップの合意として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。この間、女性の育児休業取得率が上昇するなどの成果も見られるが、出産・育児に際して就業を中断する女性が依然として多いこと、子育て期の女性の就業の増加や最近の経済情勢の悪化等を背景に保育所待機児童が増加していること、男性の育児休業取得者が非常に低い水準に止まっているなど、依然として多くの課題が残されている。

2 男女の仕事と生活の調和が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 厳しい経済情勢の下で働き方が二極化し、また、根強い固定的性別役割分担意識が存在する中、長時間労働の抑制や男性の職場中心のライフスタイルからの転換が進まなかった。
- (2) 仕事と生活の調和に関する一般の理解は必ずしも十分に進んでおらず、「大企業の問題」「子育て期の女性の問題」といった狭い捉え方をしている場合や、個人の生活の充実のためのものという理解が不十分な場合があった。
- (3) 仕事と生活の調和が企業の生産性向上、さらには社会・経済の活性化に役立つものであるという理解が十分でなかった。
- (4) 保育サービスの充実など子育て支援の拡充が進められてきたが、経済社会の急速な変化に対して十分ではなかった。

II 今後の目標

少子・高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものである。仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らして責任を果たしていく上で重要なものである。

このため、子ども・子育て支援策や男女共同参画に関する施策との密接な連携を図りながら、企業、働く者、国、地方公共団体が連携し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を着実に進める。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 仕事と生活の調和の実現

(1) 施策の基本的方向

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職場環境整備等を進める。また、自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 仕事と生活の調和の必要性に関する社会的気運醸成のための効果的取組を進める。その際、仕事と生活の調和が企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることを強調する。また、「大企業」だけでなく中小企業においても、「正社員」だけではなく非正規雇用においても仕事と生活の調和が普及するよう取組を進める。
- ② 健康で豊かな生活に向け、長時間労働を抑制するとともに、年次有給休暇の取得を促進する。また、長時間労働抑制のための施策等を検討し、実現を目指す。
- ③ 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及(あるいは普及のための検討)を進める。また、育児休業中の経済的支援の在り方について検討を行う。
- ④ 父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護参画についての社会的な気運の醸成を図る。
- ⑤ 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(ILO第 156号条約)の趣旨も踏まえ、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を促進する(育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備、育児休業中の経済的支援、育児休業後の職場復帰支援、企業経営者の意識改革等)。
- ⑥ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表を促進する。
- ⑦ 表彰や、公共調達等において仕事と生活の調和や男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するなどのインセンティブ付与の取組を進める。
- ⑧ 自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及に向けた気運醸成及び推進を図る。

2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

(1) 施策の基本的方向

男性も女性も、働いている人もそうでない人も、安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方に立ち、「子ども・子育てビジ

ョン」に基づく保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、介護支援策の充実を図る。

(2) 具体的な取組

① 「子ども・子育てビジョン」に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて検討を行うとともに、以下の取組を可能なものから実施する。

- ・ 保育所待機児童の解消を図る。その際、保育所の整備に加えて、小中学校の余剰教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、家庭的保育(保育ママ)の拡充などを推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図る。
- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。
- ・ 就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう受入児童数の拡充を図るなど、放課後子どもプラン(放課後児童クラブ・放課後子ども教室)を推進する。
- ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育などにより、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。
- ・ 幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減等を図る。

② 介護負担の軽減に向けた介護支援の充実

3 働く男女の健康管理対策の推進

(1) 施策の基本的方向

職場において健康が確保される環境を整備することは、男女ともに能力発揮の促進に加え、生涯を通じた健康確保の観点から重要な課題である。特に、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題である。特に、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける女性が増加していることにかんがみ、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。

(2) 具体的な取組

- ① 長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保等、職場における健康管理を進める。
- ② 労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知徹底を図る。
- ③ 妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに対する厳正な対応等を推進することにより「育休切り」などをなくし、妊娠・出産する女性の就業機会確保を徹底する。

第6分野 「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」

I これまでの施策の効果と、「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画」が十分に進まなかった理由

1 農山漁村における女性農業委員や認定農業者数、女性による起業等が徐々に増えているなど、農山漁村における男女共同参画は穏やかにではあるが進展をみせている。

しかしながら、例えば農業委員や農協役員への女性の参画は全体的に依然として低い水準に留まっており、「2020年30%」の目標達成には相当の推進力が必要である。

農作業等のほかに家事・育児・介護等が女性の側の負担となっているなど、女性を取り巻く環境は依然として厳しい。

2 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画が十分に進まなかった主な理由は以下のとおりである。

- (1) 世代・地域・職種によっては依然として古い因習等が社会の行動様式を強く規定している傾向があり、固定的性別役割分担意識が残存している。
- (2) 地域自治会等の地縁的組織の変革が十分に進展していないことが、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する上での障壁となっている。
- (3) 家族経営協定、認定農業者の夫婦共同申請、農業者年金への女性の加入、女性の固定資産の形成など、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法や制度があるが、現場への正確な趣旨の浸透や周知徹底が効果的に行われていない。

II 今後の目標

我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化¹⁶」を推進することが必要である。その際には、農業就業人口の過半を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げている、農山漁村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠である。

こうした状況も踏まえて、農山漁村に特に根強い固定的性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。女性が対等なパートナーとして経営等に参画するため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。また、固定資産の形成など女性の経済的地位の向上を図る。

女性の参画の推進と並行して、家事・育児・介護等にかかわる女性の負担の軽減など農山漁村における仕事と生活の調和を促進するとともに、過疎化、少子・高齢化の進展等農山漁村を取り巻く状況変化に的確に対応した施策を推進する。

¹⁶ 農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

農山漁村に根強く残る固定的性別役割分担意識や古い因習等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。また、あらゆる方針決定の場における女性の参画を図るため、市町村・農協等地域において、より具体的な目標設定を強力に働きかける。例えば農業委員の選出の際に、特定の推薦枠に基づく登用に留まらず、選挙による女性の参画を働きかける。

(2) 具体的な取組

- ① 農山漁村に残存している固定的性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、農山漁村の男女が「個」としての主体性を確保するための啓発活動を行う。
- ② 農林水産業に従事する女性の経営管理能力の向上や技術修得等に向けた研修・情報提供等を推進する。さらに、女性リーダー層のネットワーク化を推進する。
- ③ 農業委員や農協役員等の女性の登用について、「2020 年 30%」に向けた具体的な目標(例えば 2015 年の目標)を設定するとともに、ゼロからの脱却、複数選出を強く働きかける。また、農業委員等各種委員・役員の選出の母体になっている地縁的組織における意思決定が男女共同参画の視点から行われるよう働きかけを行う。
- ④ 農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、男女別データの把握に努める。

2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

(1) 施策の基本的方向

農林水産業や農山漁村における女性の経済的地位の向上を目指し、女性の経営上の位置づけを明確化する。また、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 農業者における家族経営協定の締結数の拡大及び継続的な有効活用の促進を図る。また、農業者のみならず、林業者や漁業者にも家族経営協定の普及推進を図る。
- ② 女性指導農業士や女性認定農業者、女性指導漁業士等の育成を図る取組を展開する。
- ③ 農地等の固定資産の形成が女性の地位向上に資する具体的な効果等を把握し、啓発活動を実施する。
- ④ 消費者ニーズへの対応など女性の農業への取組を支援する。
- ⑤ 農林水産物や農山漁村の地域資源を生かした加工・販売等の起業、農業体験など農山漁村の「6次産業化」の推進に当たっての女性の取組を支援する。

- ⑥ 新規に就農を希望する女性の実態を把握する。男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進する。
- ⑦ 農作業事故における男女別データの蓄積を含む実態把握を推進するとともに、防止対策の強化を行う。農業機械等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関し、女性による多様な職種の選択や安全面の強化に配慮した対策を推進する。
- ⑧ 施業意欲を高め、地域全体での林業経営を活性化するため、女性の林業経営への参画に向けた研修や情報提供等を実施する。
- ⑨ 漁家経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。

3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

(1) 施策の基本的方向

女性が生産と生活の両面において過重な負担を負うことがないように、多様な取組を促進する。農山漁村における少子・高齢化の進展に対応するため、高齢女性への支援にも配慮した各種のサービスの展開や必要な設備の整備等の生活支援を進めるとともに、年金制度の有効活用を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 生産と育児や介護との両立を支援するため、経営面の参画に加え、仕事と生活の調和に配慮することなどを含んだ家族経営協定の締結を促進するとともに、子育てネットワーク活動や育児・介護にあたる女性の支援を強化する。また、男性の家事・育児・介護等への参画を促す。
- ② 地域内の「助け合い組織」の設置や配食サービス等を支援する。
- ③ 公共施設や歩行空間等のバリアフリー化を促進する。
- ④ 農業者年金への女性農業者や若い農業者の加入の促進を図る。

第7分野 「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」

I これまでの施策の効果と、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」が十分に進まなかった理由

1 これまで我が国においては、個人の責任や自助努力のみでは対応できないリスクに対応する社会保険制度や、自助や共助によっても対応できない困窮などの状況に対応する公的扶助や社会福祉などによって、必要な生活保障を行い、様々な生活上の困難に対応してきた。

しかしながら、経済の低迷に伴う雇用・就業をめぐる環境の変化、グローバル化、家族の変容などが進む中で、貧困や、教育や就労等の機会を得られない、地域での孤立など様々な生活上の困難に直面する層が増加している。相対的貧困率は、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性や母子世帯で高いという特徴がある。

ひとり親世帯の相対的貧困率は国際的にも高く、また、子どものいる世帯全体でみても、我が国では税・社会保障制度等による再分配前よりも再分配後の方がむしろ相対的貧困率が高いという、他のOECD諸国とは異なる傾向や、様々な生活上の困難が次世代に連鎖している実態も指摘されている。

一方、非正規雇用は、男性においても上昇している。また、根強い固定的性別役割分担意識や仕事と生活の調和が確立されていない現状では、高齢単身男性や父子世帯の男性が、地域で孤立するなど、生活上困難な状況に陥りやすい。

なお、第2次基本計画には「ひとり親家庭等に対する支援の推進」のための施策等が盛り込まれていたが、貧困など生活上の困難に直面する男女への支援について、明確には位置づけられていない。

2 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 女性の貧困は、単身女性世帯や母子世帯には以前からみられた問題であったが、配偶者による扶養がある標準世帯モデルの陰に隠れて社会的に認識されにくい問題であった。単身世帯やひとり親世帯が急増し、また配偶者である男性の雇用不安も増す中において、女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつある。かつては広く認識されてこなかった非正規雇用をめぐる問題も、そこに男性も加わるようになったことで社会的な問題として顕在化してきた側面がある。
- (2) 雇用・就業の変化、家族や地域の変容に対応したセーフティネットの構築が十分でなかったため、最近の経済・雇用情勢の急激な悪化によって、貧困など生活上の困難に直面する人々が増加した。
- (3) 女性に対する暴力が、女性に対する自尊心や心身を傷つけ、自立に向けた就業や社会参加を困難にしている。

Ⅱ 今後の目標

非正規労働者の増加、単身世帯の増加等に対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されている。

同時に、貧困など生活上の困難に対応し、防止するためにも、男女共同参画を進める必要がある。女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和の推進、非正規雇用における課題に取り組む。

また、貧困や人間関係など生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の就業継続や再就職の支援、教育費の負担軽減を行い、個人の様々な生き方に沿った切れ目のないサービスの提供を図る。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 セーフティネットの機能の強化

(1) 施策の基本的な方向

雇用・就業の変化、家族や地域の変容など経済社会の実態に即した制度の再点検、見直しを行う。

(2) 具体的な取組

- ① 社会保険の派遣労働者や短時間労働者等の非正規労働者への適用拡大を検討する。
- ② 非正規労働者が失業しても生活の安定が図られ、職業訓練を受け、また労働市場に戻れるという労働市場への再参入のための恒久的なセーフティネットを構築する。
- ③ ナショナルミニマム¹⁷の考え方を整理するとともに、その基準・指標の研究を行う。

2 雇用・就業の安定に向けた課題

(1) 施策の基本的な方向

就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和などを進めるとともに、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を検討する。

(2) 具体的な取組

- ① 男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底とともに、男女間の賃金格差の解消を図る。
- ② 女性の就業継続や再就職の支援を行う。
- ③ 男性も含めた働き方の見直しも含む仕事と生活の調和を推進する。

¹⁷ ナショナルミニマムとは、国が憲法第 25 条に基づき全国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準である。

- ④ 女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向で税制・社会保障制度の在り方を検討する。

3 安心して親子が生活できる環境づくりにかかわる課題

(1) 施策の基本的方向

貧困状況に置かれたひとり親家庭への自立支援として、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行う。特に、母子家庭の生活の自立に重要な養育費の確保が十分とはいえない状況であるため、養育費確保のための更なる方策を検討する。父子家庭が地域で孤立しやすいことの背景にあると考えられる固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を一層推進する。貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、教育費の負担軽減等を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 貧困など生活上の困難な状況に置かれた母子世帯の実情に応じ、母子家庭等就業・自立センター等を通じた一貫した就業支援を提供する。また、母子家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、居住支援、子育ての支援や児童・母親の生活・健康に対する支援等を行う。合わせて児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付けなど、経済的支援策も実施し、総合的な支援を展開する。母子家庭の生活の自立に重要な養育費確保のための更なる方策の検討を含め、一層の取組を推進する。
- ② 父子家庭に対し世帯や子どもの状況に応じた支援を行う。地域での孤立の背景にある固定的性別役割分担意識の解消に向け広報・啓発活動を行う。
- ③ 家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費の負担軽減を進める。

4 男女の自立に向けた力を高める取組

(1) 施策の基本的方向

貧困など困難な状況に置かれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう、配偶者からの暴力の被害者や引きこもり等困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた取組を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。
- ② 配偶者からの暴力の被害者に対する支援において、精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、

幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービス¹⁸の構築を推進する。

- ③ ニート、引きこもりなどの若者に対する支援において、既存制度も活用したネットワーク化を進め、複数の支援を組み合わせ、また多様な主体間の連携により、地域の実情に合った、切れ目のない支援を行う。

¹⁸ 複数の行政手続を、一つの窓口で行えるようにすること。

第8分野 「高齢者、障害者¹⁹、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」

I これまでの施策の効果と、「人々が安心して暮らせる環境の整備」が十分に進まなかった理由

1 「高齢者等が安心して暮らせる環境の整備」については、高齢者の社会参画支援、介護体制の構築、障害者の自立した生活の支援等の施策が進められてきた。しかし、高齢単身女性の高い相対的貧困率に現れているように高齢期の経済的基盤が脆弱であることや、家族や地域の支えが弱まっていることが例えば高齢男性の地域における孤立につながっているなど、高齢者が自立できる環境整備には依然として課題が多い。

障害者施策については、平成 21 年 12 月には、障害者の権利に関する条約（仮称）²⁰の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度の集中的な改革を行うため、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、また、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議が開催されている。

なお、外国人等については第2次基本計画において明確に位置づけられていない。

2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 未婚や非婚の急増や地域社会における人間関係の希薄化など、高齢者の生活を支える家族・地域のネットワークが弱まっているが、それらに代わる生活支援体制の構築が十分ではなかった。
- (2) 若い頃からの働き方が高齢期の経済的自立に大きな影響を与えるが、非正規雇用の増加によって老後の生活設計を描きにくい層が増加した。
- (3) 人生の様々な場面で複合的に影響する問題に対処するには、個人が置かれた状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、そのためには雇用、福祉、教育などの複数の施策領域の連携や、国、地方、民間団体など幅広い支援主体の連携が必要であるが、そうした体制の構築が十分でなかった。

II 今後の目標

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける。また、障害があること、日本で働き生活する

¹⁹ 「障害」の表記については、今後の「障がい者制度改革推進本部」における法令等の「障害」の表記の在り方に関する検討結果を踏まえ、対応する。

²⁰ 障害者の権利に関する条約（仮称）第6条「障害のある女子」の仮訳は次のとおり。「1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識し、及びこの点に関し、障害のある女子がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な意思決定力を確保するためのすべての適当な措置をとる。」

外国人²¹であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合がある。更に、性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）に関して困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進める。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 高齢者の自立した生活に対する支援

(1) 施策の基本的方向

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策の展開が必要であり、また、若い時期からの働き方や家族の持ち方など世代横断的な視点が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備、家庭や地域で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援を行う。
- ② 高齢期の経済的自立につながるよう、世代間で公平であり、かつ、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築の検討、就労における男女の均等な機会と公正な待遇の確保、高齢期の安定した生活を実現する公的年金制度の構築を行う。
- ③ 高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立に向け、単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮したICT（情報通信技術）の普及や住まいの確保、高齢者虐待問題や消費者被害への対応を進める。
- ④ 性差医療の推進や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を進める。
- ⑤ 家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実と良質な介護基盤の構築や安定的な医療提供体制の整備を進める。
- ⑥ 国民の理解を深めるための啓発・広報活動及び幅広い教育活動など「心のバリアフリー」も含め、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、高齢者の移動手段の確保も含め、高齢者が自立して日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進める。

²¹ これらの外国人の中には、女子差別撤廃委員会最終見解が「社会的弱者グループ」と定義する難民や「移民女性」も含まれているものと考えられる。

2 障害者の自立した生活の支援

(1) 施策の基本的方向

障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を進める。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれていることに留意する必要がある。

(2) 具体的な取組

- ① 障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、各種施策を総合的に推進する。
- ② 障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うとともに、「制度の谷間」がない利用者の応能負担を基本とする総合的な支援制度を構築する。その際、男女別の統計データの充実等について検討するなどして男女共同参画の視点に十分配慮する。
- ③ 国民の理解を深めるための啓発・広報活動及び幅広い教育活動など「心のバリアフリー」も含め、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、障害者の移動手段の確保も含め、障害者が自立して日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進める。

3 外国人

(1) 施策の基本的方向

グローバル化の進展に伴い、外国人が増加している。また、国際結婚は 1980 年代半ば以降急増しているが、その 8 割が夫は日本人で妻は外国人という組合せであり、国際結婚の下で外国人の親を持つ子どもも増加している。

外国人女性は、言語の違い、文化・価値観の違いや、地域における孤立などの困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれており、その状況に応じた支援を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備等について、実態を踏まえながら進める。
- ② 外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び修学上の困難について、実態を踏まえた支援を行う。
- ③ 配偶者からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切な支援を進める。
- ④ 「人身取引対策行動計画 2009」に基づく取組を進める。

4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

(1) 施策の基本的方向

人々が安心して暮らせる環境の整備を進めるためには、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。また、男女を問わず性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)に関して困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要である。このため、人権教育・啓発等を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合や男女を問わず性的指向に関して困難な状況に置かれている場合などについて、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進める。
- ② その他、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等について、男女共同参画の視点に立って、必要に応じて取組を進める。

第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」

I これまでの施策の効果と、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が十分に進まなかった理由

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）を始めとする法制度、行政側の取組や体制整備等は一定程度進展しているが、女性に対する暴力そのものに対する社会全般の認識は必ずしも向上しておらず、様々な形態による被害の発生も総じて高水準にある。

特に、性犯罪・性暴力については、誰にも相談できなかった事例や低年齢時の被害も多く、また、メディアにおける有害情報の氾濫等情報化の進展による新たな課題も発生している。

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- （1）各種啓発活動を通じた効果が限定的であり、社会全般の認識を向上させるに至らなかった。また、性犯罪・性暴力に関する法制度や行政側の取組が、被害の救済に関し十分なものとなっていない。
- （2）インターネットや携帯電話等の急速な普及により、これらを介した新たな形態の被害が次々と発生してきた。
- （3）被害者の支援のための関係各機関の取組と相互連携の在り方が、必ずしも被害発生の実情や被害者のニーズに即したものとなっていない。重大事件等の被害に対する十分な検証・分析がなされず、再発防止につながらなかった。
- （4）経済的・社会的に自立することが困難であることから被害者が暴力を受忍せざるを得ない環境に置かれてしまう事例が多いと考えられる。

II 今後の目標

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきている状況にあり、こうした課題に対しては新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められる。また、子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有しており、被害者の支援に当たり様々な困難を伴うものとなっていることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠となっている。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

(1) 施策の基本的方向

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、特に、一部メディアに氾濫する性・暴力表現は、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。これらも含めて、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、官民連携の促進等により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 官民が連携した広報啓発を実施するとともに、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
- ② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修の充実を図る。
- ③ 女性に対する暴力に関する理解を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、司法関係者に対する研修等の充実を図る。
- ④ 電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、民間団体等も活用した夜間・休祭日を含む開設時間の拡大、各関係機関の相談窓口の電話番号の全国統一化や、24時間ホットラインの整備などの方策を検討する。
- ⑤ 公共の場における女性をあらゆる性的な対象とする広告等に対する規制を含めた実効的な対策について、表現の自由を十分尊重した上で検討する。
- ⑥ 被害者支援を行う民間団体の実態把握と活動基盤の強化を図る。また、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。
- ⑦ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。
- ⑧ 重大事件等の暴力被害に対する十分な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、的確に対応する。
- ⑨ 女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(1) 施策の基本的方向

配偶者からの暴力の被害者に対する支援等に当たっては、中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種の取組を効果的に実施する。

被害者支援については、相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。

また、若年層に対する予防啓発の重点的实施など、配偶者暴力防止法の運用状況も踏まえ、制度・運用の両面について取組の充実・強化を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。
- ② 市町村における取組促進のため、現場ニーズに即した研修を実施するとともに、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。また、自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。
- ③ 保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。
- ④ 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、社会内での加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。
- ⑤ 交際相手等からの暴力の実態把握に努め、各種窓口において相談が受けられるような体制の拡充・周知徹底を行うとともに、暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
- ⑥ 配偶者及び交際相手からのストーカー行為が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への適正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と防犯対策に関する広報啓発を推進する。

3 性犯罪への対策の推進

(1) 施策の基本的方向

性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制を整備するとともに、被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援、被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止について万全を期する。

近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化するとともに、関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。

(2) 具体的な取組

- ① 医師・民間支援員等による様々な支援、警察その他関係機関及び民間団体との連絡調整等に係るきめ細かな支援等の機能を備え、必要に応じて適切な対応が可

能な性暴力被害者専門のワンストップ支援センターの設置を促進するとともに、医療機関における支援体制、性暴力被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。

- ② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性暴力に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。
- ③ 二次被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディアを通じた確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。
- ④ 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。
- ⑤ 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、捜査体制の充実を図る。
- ⑥ 強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方を検討するとともに、出所者の所在確認等効果的な再犯防止対策について検討する。
- ⑦ 盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護に十分配慮し、厳正に対処する。

4 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

(1) 施策の基本的方向

身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子どもに対する性暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子どもの一生に拭いがたい影響を与えないよう、子どもが必要な相談・支援を受けられる環境整備を進める。

児童ポルノ及び児童買春の根絶に向けて、インターネットや携帯電話の普及等に対応し、関係法令の見直しの検討を含めた有効な対策を講ずる。

(2) 具体的な取組

- ① 学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性暴力・性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。
- ② 性暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方を検討し、その実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。

- ③ 児童ポルノの根絶に向けて、国民運動の実施、インターネット上の流通防止対策の推進や閲覧防止対策の検討等総合的な対策を検討・推進するとともに、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の見直しについても検討する。また、子どもに対する性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、メディア産業の自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する規制を含めた対策の在り方を検討する。
- ④ 出会い系サイトのみならずSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)²²等非出会い系サイトを介した児童買春の防止のため、関係業界による自主的取組を促進するとともに、有効な対策を検討する。
- ⑤ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を積極的に実施するとともに、これらの前兆行為に関する対応の在り方を検討する。
- ⑥ 子どもに対する性暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子ども及び保護者のメディア・リテラシーの向上を図る。

5 売買春への対策の推進

(1) 施策の基本的方向

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。

(2) 具体的な取組

- ① 売買春に関わる女性に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における対応の在り方を見直すとともに、婦人相談所における自立支援プログラムの見直しを通じた生活再建等総合的な支援の充実を図る。
- ② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。
- ③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。

6 人身取引対策の推進

(1) 施策の基本的方向

被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について効果的な取組を促進する。

¹友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。既存利用者からの紹介がないと登録できない仕組みを採用しているものが多いが、誰でも登録できるものもある。

(2) 具体的な取組

平成 21 年 12 月に策定された「人身取引対策行動計画 2009」に基づき、被害の発生状況の把握・分析、被害者の発見・保護、多言語ホットラインの運用・運用支援の検討、関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実、被害者のニーズに合わせた支援の実施、広報啓発、男性被害者の保護施策の検討等の取組を推進する。

7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

(1) 施策の基本的方向

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。

セクシュアル・ハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講じるとともに、被害者の精神的ケアを強化する。

(2) 具体的な取組

① セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知、非正規労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。あわせて、セクシュアル・ハラスメントによって精神疾患等を発病した場合について、労働災害に当たる場合があることの周知徹底を図る。

② 教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、被害の未然防止、行為者に対する厳正な対処、再発防止及び被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。

8 メディアにおける性・暴力表現への対応

(1) 施策の基本的方向

女性をもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。

こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等を通じて発信主体が社会一般に拡大していることに加え、パソコンゲーム等バーチャルな分野においても、国際的に重大な懸念が表明されるコンテンツの流通が現実問題となっていることから、表現の自由を十分尊重した上で有効な対策を講じる。

(2) 具体的な取組

- ① 女性をもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。
- ② 性・暴力表現が人々の心理・行動に与える影響についての調査方法を検討する。
- ③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、ブロッキング²³の導入等、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を検討する。
- ④ メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する規制を含めた対策の在り方を検討する。

²³ インターネットにアクセスするためのサービスを提供しているインターネット・サービスプロバイダ（ISP）等において、通信当事者の同意を得ることなく、特定のサイト又はウェブページへのアクセスを遮断することにより、その閲覧を防止する措置の一つ。

第10分野「生涯を通じた女性の健康支援」

I これまでの施策の効果と、「生涯を通じた女性の健康支援」が十分に進まなかった理由

1 「生涯を通じた女性の健康支援」については、特定不妊治療費助成事業の実施、不妊治療のカウンセリング体制の普及、周産期²⁴医療ネットワークの整備、HIV／エイズ・性感染症・薬物乱用の有害性に関する啓発教材の中高校生への配布等の施策は進展しているが、妊娠中の喫煙・飲酒率の低下等は十分に進んでいない。

また、HIV感染者、エイズ患者数が増加傾向にあること、小児科・産科医を始めとする医師不足や地域における医療機関における救急医療体制不足の問題が発生していること、性差医療の普及など女性の健康ニーズに応える体制が十分でないことなどの課題がある。

2 生涯を通じた女性の健康支援が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 子どもを産む・産まないにかかわらず、女性には、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた健康上の問題がある。しかし、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)²⁵の考え方が認識されてこなかったため、女性の健康は、子どもを産み、育てるという観点から、主に妊娠、出産、授乳期を中心に捉えられ、生涯を通じて重要な問題であるとの認識が普及してこなかった。
- (2) 性差医療は緒についたところであり、取組が十分に進んでいない。
- (3) 女性の医師等の仕事と生活の調和など、就業を継続する環境整備が十分に進んでいない。このことが、小児科、産婦人科などの医師不足にもつながっている。

II 今後の目標

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要がある。

²⁴ 周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。

²⁵ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

このため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、子どもを産む・産まないにかかわらず、また、年齢にかかわらず、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開を推進する。さらに、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取組を推進する。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 生涯を通じた男女の健康の保持増進

(1) 施策の基本的方向

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立する。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう総合的な対策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 生涯を通じた健康の保持増進のため、健康教育、健康相談、普及啓発、健康診査・指導などを推進する。
- ② 長い人生を寝たきりにならずに健康に過ごすための成人期・高齢期の女性の健康づくり支援を行う。
- ③ 若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止等、健康の維持増進等のため、食育を推進する。
- ④ 科学的根拠に基づいた健康情報の収集・分析・提供を行う。

2 妊娠・出産等に関する健康支援

(1) 施策の基本的方向

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実するとともに、仕事と生活の調和の確立など支援を受けやすい環境整備を進める。特に、周産期医療体制の確保、不妊に悩む男女への対策を推進する。また、性に関する商業的、不正確な情報が氾濫する中にあるのは、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に関する健康問題について、正しく理解し適切に行動を取ることが必要である。このため、家庭・地域と連携し、学校において、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。さらに、性と生殖に関して健康であることの重要性について、国民への正確な情報提供等に努める。

(2) 具体的な取組

- ① 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健診の公費負担や出産育児一時金などにより、その経済的負担の軽減を図る。
- ② 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制を充実する。

- ③ 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等を進める。
- ④ 仕事と生活の調和を推進することなどにより、不妊治療のための休暇が取りやすい環境整備を進める。
- ⑤ 発達段階に応じた適切な性教育を推進する。
- ⑥ 人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要がある。

3 健康をおびやかす問題についての対策の推進

3-1 HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

(1) 施策の基本的方向

HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。
- ② 医療・検査・相談体制を充実する。
- ③ 研究開発を推進する。
- ④ HIV／エイズ等について発達段階に応じた教育を推進する。

3-2 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

(1) 施策の基本的方向

薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為であり、対策の強化を図る。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等の対策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 薬物の供給遮断、乱用者の取締り等需要の根絶を進める。
- ② 薬物乱用防止に関する教育・啓発を行う。
- ③ 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供を行う。

4 性差医療の推進

(1) 施策の基本的方向

疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応

じた的確な医療を受けることが必要である。このため、性差医療に関する調査・研究を進めるとともに、性差医療の重要性に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 男女の精神的・身体的性差を踏まえた医療に関する調査・研究を充実する。
- ② 国民・医療関係者に対し、性差医療に関する知識の普及を進める。
- ③ 健康や医療サービス提供に関する男女別データの収集を行う。
- ④ 女性外来、性差医療に関する拠点病院の整備等、性差医療提供の体制整備を進める。
- ⑤ 精神面で孤立しやすい男性の相談・自殺予防なども含め、男女の心身の健康維持の支援を進める。
- ⑥ 性差に応じたがん検診(乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん)や生活習慣病の予防施策等を進める。

5 医療分野における女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

女性の生涯を通じた健康支援のニーズに対応するため、医療体制の充実とともに、医療分野における女性の参画の拡大が必要である。例えば、医師国家試験合格者の3割以上を女性が占めており、医師の質の向上、国民の健康の保持増進を図るためにも、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい条件整備が必要である。医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保、就業継続・再就業支援などを進める。

(2) 具体的な取組

- ① 医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保を進める。
- ② 保育所の充実、メンター制度等、継続就業を支援する。
- ③ 離職後の復帰支援を促進する。
- ④ 助産師を一層活用するため、医療機関との連携、研修の充実等を促進する。

6 生涯にわたるスポーツ活動の推進

(1) 施策の基本的方向

男女が自らスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。また、スポーツ団体における女性の参画拡大に向けた取組を促進する。

(2) 具体的な取組

- ① 地域において、男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備する。

- ② 男女を問わず、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援する。
- ③ 女性のスポーツ指導者の育成やスポーツ団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかける。

第11分野 「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」

I これまでの施策の効果と、「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」が十分に進まなかった理由

1 学校教育において、「平等」と感じる者の割合は他の分野に比べて相対的に高い水準となっており、大学、大学院への女子学生の進学率も上昇しているほか、女性教員の数が増加した。

しかし、女子学生の進学率が理工系分野において低いなど、専攻分野における男女の偏りが見られる。

また、学校教育機関における政策・方針決定過程への女性の参画が不十分である。

2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

(1) 進路選択において、男性向け・女性向けとされる職種にとらわれることなく、主体的に進路を選択するための職業意識の醸成や意識啓発が十分ではなかった。

(2) 未だ根強い固定的性別役割分担意識に基づく職業のイメージが、男子及び女子の職業選択に影響を与えており、ロールモデル等も少ない状況だった。

II 今後の目標

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習である。

性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。

III 施策の基本的方向と具体的な取組

1 男女平等を推進する教育・学習

(1) 施策の基本的方向

学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

男女とも一人一人が思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。
- ② 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。また、教科書においても教育基本法や学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な記載がなされるよう配慮する。男女平等が歴史的にいかに進展してきたか、国際的にみて我が国の女性が置かれている現状はどのようになっているかなども含め、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を促進する。
- ③ 初等中等教育において、学校現場を含め国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。
- ④ 高等教育機関において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の一層の充実を促す。また、研究成果を、学校教育及び社会教育における教育・学習に広く活用し、社会への還元を促進する。
- ⑤ 社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。
- ⑥ 独立行政法人国立女性教育会館においては、地方公共団体や大学等と連携を図りつつ事業を展開するとともに、男女共同参画社会の形成に資する調査研究や、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め全国的にその成果の還元を図る。
- ⑦ 日本学術会議においては、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。

2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

(1) 施策の基本的方向

男女がともに、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、「ミレニアム開発目標」²⁶のうち、2015 年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消するという目標の実現に努める。

(2) 具体的な取組

- ① 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図る。
- ② 人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや能力開発・生涯学習を推進する。
- ③ 男女がともに希望するときに希望する場所で能力開発・生涯学習に参加できるような体制づくりを推進する。
- ④ 就業や社会活動など社会参画の拡大のための教育、リカレント教育等教育・学習活動、情報通信技術を身に付けるための教育・学習活動などの充実、推進を図る。
- ⑤ 社会教育、学校教育における消費者教育を推進する。
- ⑥ 職業におけるキャリアだけでなく、PTAやNPO、地縁団体の活動など多様な社会的活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討する。
- ⑦ 独立行政法人国立女性教育会館の研修、交流、調査研究、情報収集・提供等の更なる内容の充実・深化を推進する。
- ⑧ 大学等に、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。また、男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導など、多様な職業選択を推進する指導を促す。

3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

学校教育機関における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組を促進する。

²⁶ 2000 年 9 月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットに参加した 147 の国家元首を含む 189 の加盟国は、21 世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言を採択した。このミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッド・ガバナンス（良い統治）、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21 世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示した。そして、国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたものがミレニアム開発目標である。ミレニアム開発目標： ゴール 1「極度の貧困と飢餓の撲滅」、ゴール 2「初等教育の完全普及の達成」、ゴール 3「ジェンダー平等推進と女性の地位向上」、ゴール 4「乳幼児死亡率の削減」、ゴール 5「妊産婦の健康の改善」、ゴール 6「HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止」、ゴール 7「環境の持続可能性確保」、ゴール 8「開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」

(2) 具体的な取組

- ① 女性の能力発揮が、それぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図る。
- ② 初等中等教育において、校長・教頭などにおける女性の登用について、「2020 年 30%」に向けた具体的な目標(例えば 2015 年の目標)を設定するよう働きかける。
- ③ 高等教育機関の教授等における女性の登用については、男女共同参画の理念を踏まえた各大学における自主的な取組を促進する。また、国立大学協会が策定した「2010 年までに女性教員の割合を 20%に引き上げる」という達成目標も踏まえつつ、男女共同参画の推進に向け、国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促す。

※適切な性教育は第3分野及び第10分野に記載する。

第12分野 「科学技術・学術分野における男女共同参画」

I これまでの施策の効果と、「科学技術・学術分野における男女共同参画」が十分に進まなかった理由

1 第2次基本計画及び第3期科学技術基本計画において、女性研究者の採用目標値(自然科学系全体として 25%)が明記され、「女性の参画加速プログラム」においても女性研究者を重点的に取り組む分野として取り上げ、女性の活躍促進に向けた取組を行ってきた。現在の大学教員の自然科学系全体における女性研究者採用割合は 24.3%(平成 19 年度)であるが、分野ごとに大きなばらつきがある。

また、研究者に占める女性割合は 13%(平成 21 年)であり、他の先進国と比べて依然として低い状況である。

2 科学技術・学術分野における男女共同参画が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 固定的な性別役割分担意識が根強い中、ロールモデル等も少ないことから、女子学生の進学割合が理工系分野において低いなど専攻分野における男女の偏りが見られる。
- (2) 研究機関(大学、企業、公的研究機関等)における意識改革が不十分であったため、男性を優先的に登用するなどの慣例が残存しており、研究者として活躍できる場に女性が登用される機会が不十分であった。
- (3) 研究機関(大学や公的研究機関)における女性研究者支援の取組は一部で始まっているが、なお研究と育児等の両立支援環境が不十分である。
- (4) 理工系分野に多くみられる、実験等による長時間の研究活動が、女性の参画の障壁となる側面がある。
- (5) 研究機関(企業等)における採用・配置等の積極的な取組が不十分であったため、女性研究者の割合が特に低かった。

II 今後の目標

科学技術・学術は、我が国及び人類社会の将来にわたる発展のための基盤であり、「知」の獲得をめぐる国際的な競争が激化している。我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた研究活動を活性化するためには、男女を問わず多様な研究者を質・量とも育成・確保していくことが不可欠である。

しかしながら、我が国の研究分野への女性の参画状況は、他の先進国と比べて依然として不十分である。女性研究者の登用及び活躍の促進を加速するため、女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり、女子学生・生徒の理工系分野の進路選択促進と合わせて、科学技術・学術分野における女性の参画拡大に向けたポジティブ・アクション推進等の取組を積極的に行う。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

科学技術・学術分野における多様な視点や発想を確保し、研究活動の活性化によって新たな知見の創出、国際競争力の向上等を図るため、女性研究者を質・量ともに育成・確保する。また、科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画割合を高める。

(2) 具体的な取組

- ① 研究者の女性割合などについて、「2020 年 30%」の目標の達成に向けた取組が促進されるよう、研究機関に対し、女性参画のための自主的な取組の奨励及び支援を行う。その際、科学技術基本計画における数値目標を踏まえ、研究機関が女性の採用に関する数値目標の設定と公表、及び達成度の評価・公開等を行い、研究機関における女性研究者の採用・登用及びその活躍を促進するよう働きかける。また、研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。
- ② 男女共同参画会議と総合科学技術会議及び日本学術会議の連携を強化するとともに、科学技術基本計画等に目標を設定するなど、男女共同参画の視点を明確に位置付けるよう強く働きかける。
- ③ ポジティブ・アクションの推進等により、国及び地方公共団体における科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ④ 国が関与する提案公募型研究事業等の審査員への女性の登用を積極的に進める。
- ⑤ 日本学術会議では、女性の会員比率(平成 17 年 10 月以降 20%)及び連携会員比率の向上に努めるとともに、学術分野における男女共同参画を推進するため、積極的な調査や提言を行う。
- ⑥ 高等教育機関の教員等が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修等の取組を推進する。

2 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

(1) 施策の基本的方向

多様な価値観や働き方を受容して働きやすい環境を醸成し、女性研究者が能力を一層発揮できるようにする。

特に、女性研究者が研究と出産・育児等とを両立し、研究を継続するための保育支援、研究支援、復帰支援、慣行の見直しなどの環境整備を充実するとともに、採用や処遇の際に出産・育児等の負担を配慮した人事の運用に留意する。

(2) 具体的な取組

- ① 研究機関における男女共同参画の取組状況を把握し、公表する。また、研究機関の管理職等を対象とした男女共同参画のための意識啓発活動を行うとともに、男女共同参画の推進のためのネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ロールモデル情報の提供及び相談窓口の活用促進等に努める。
- ② 女性研究者及び女性若年層に対して、研究を継続するための支援や公募を含む採用などについての情報提供の利便性を図るなど、科学技術・学術分野における情報ネットワーク環境の整備に努める。
- ③ 他のモデルとなるような取組を行う研究機関に対する支援等を行うとともに、その成果を普及する。
- ④ 研究機関は、女性研究者の採用・登用やプロジェクト参加等の機会を確保するための性別や年齢により差別しない人事等の推進、勤務環境の整備等を行う。
- ⑤ 研究機関は、短時間勤務や在宅勤務、柔軟な雇用形態・人事制度の確立、研究支援体制の整備、育児休業取得に係る研究中断後の再開のための支援措置、託児施設の整備など、研究と出産・育児等の両立支援策に取り組む。
- ⑥ 技術者等の研究を主とする者以外の科学技術・学術関係人材についても、その分野の特性や実情等を踏まえた上で、仕事と出産・育児等の両立支援策に取り組む。
- ⑦ 研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計データを収集・整備し、経年変化を把握する。

3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進

(1) 施策の基本的方向

女子学生・生徒の理工系分野への進学状況は他の分野と比較して低い。

このため、理工系分野の人材育成の観点から、女子学生・生徒の興味・関心の喚起・向上にも資する取組を推進するなど女子学生・生徒のこの分野への進路選択を支援する。

(2) 具体的な取組

- ① 企業を始めとする研究機関の研究者の身近なロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。
- ② 女子学生・生徒の理工系分野への関心・理解を高めるため、本人及びその進路選択に影響力のある保護者・教師をも対象にした女性研究者等のロールモデル情報の提供、科学技術・学術の理解増進のための事業を推進する。

第13分野「メディアにおける男女共同参画の推進」

I これまでの施策の効果と、「メディアにおける男女共同参画の推進」が十分に進まなかった理由

1 メディアが国民に与える影響は極めて大きいことから、「男女共同参画」の正しい理解を促し、女性の人権を侵害するような表現を防止するためには、メディア側の理解と協力が不可欠である。このため、メディア側の自主規制や教育現場におけるメディア・リテラシーの向上を図ってきた。しかしながら、女子差別撤廃委員会最終見解においても指摘されているように、男女共同参画の視点から問題のあるメディアの表現が見られ、表現の自由への配慮等もあり、メディアの表現の在り方について十分な議論が行われているとは言えない。

また、インターネット等を利用した新たなサービスが次々に生まれ、メディアが多様化する中、利用者の利便性が向上し、性別や社会的地位、地理的条件等にとらわれない活動の場を提供するなどして、男女共同参画社会の推進にも貢献している一方で、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の流通が社会問題となっている。さらに、情報通信技術を利用して、誰もが容易に情報の発信者や受信者になりうることで、新たな課題も生まれている。

- 2 メディアにおける男女共同参画の推進が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。
- (1) メディアが「男女共同参画」についての理解を深め、積極的にその推進において役割を担うことを働きかけるような取組が十分でない面があった。
 - (2) 男女共同参画の視点から見たメディア分野における課題の分析が十分でない面があった。
 - (3) 仕事と生活の調和が不十分であること等により、メディア関係業界における女性の参画はいまだ限定的である。

II 今後の目標

メディアを通じて「男女共同参画」の正しい理解を広め、固定的性別役割分担意識を解消させるために、メディア側も積極的な取組を行うよう働きかける。また、女性や子どもをもつばら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する「人権侵害」となるものもあるという観点から啓発を行うとともに、メディア側の自主規制等の対策を働きかける。

さらに、公共性の高い空間やメディアにおける性・暴力表現については、青少年やそのような表現に接することを望まない人の権利を守るため、情報の隔離を適切に行う取組が必要である。とりわけ、インターネット等の普及により、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の発信主体が多様化し、受信も容易となっている状況を踏まえ、対策を検討する。

メディアを取り巻くこうした現状に対応するため、様々な情報を主体的に収集、判断し、また適切に発信することができるよう、メディア・リテラシーを向上させる取組を継続する。
また、メディアに関わる業界における女性の参画を拡大するよう働きかける。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

(1) 施策の基本的方向

メディアを通じた積極的な広報により、男女共同参画についての正しい理解を促す。また、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特にインターネット上の情報の取り扱いについては、若年層も含め広く啓発を行う。

(2) 具体的な取組

- ① 女子差別撤廃条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正など日本のメディアの課題について、その内容をメディア及び国民各層に周知徹底する。
- ② 男女共同参画についての正しい理解を促進するため、メディアを通じた広報・啓発を強化する。
- ③ 男女共同参画推進連携会議などの場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、メディア自身による不適切な表現の防止に役立てる。
- ④ 女性や子どもの人権を侵害するような表現の問題点を、メディア側も受け手も共通の課題として認識するため、有識者や市民団体等を交えた調査を実施する。それをメディアの自主的取組及び市民団体などによるモニタリング等の活動の一助とする。
- ⑤ メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する規制を含めた対策の在り方を検討する。
- ⑥ メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上を図る。

2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

(1) 施策の基本的方向

行政機関の実務担当者が、「男女共同参画の視点」の趣旨を正しく理解し、適切な広報活動を行うことを促進する。

(2) 具体的な取組

- ① メディアと連携した広報・啓発戦略を強化する。
- ② 行政機関の実務担当者が男女共同参画の視点を正しく理解するための研修や教育を実施する。

3 メディア分野における女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

メディア関係業界における女性の参画を促進する取組を支援する。

(2) 具体的な取組

- ① 管理職・専門職の女性比率など他の分野と比較して女性の参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。
- ② メディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。

第14分野 「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」

I これまでの施策の効果と、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が十分に進まなかった理由

- 1 第2次基本計画「12. 新たな取組を必要とする男女共同参画の推進」において、防災、地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画を推進することとした。

地域おこし、まちづくり、観光分野については、地域活動や文化活動などが特定の性、年齢層で担われている場合があり、男女共同参画の視点に立った人材育成やネットワークの構築等女性の活躍を推進する取組が十分とはいえない状況である。

防災分野については、男女共同参画の視点が地方公共団体レベルで盛り込まれつつあるが、こうした取組が必ずしも現場レベルで定着しておらず、また、政策・方針決定過程に関わる女性の割合もかなり低い状況にある。

環境分野については、環境に関する女性の関心・知識や経験が、身近な生活圏のみならずグローバルな視点からも十分に生かされる必要があるが、環境問題に関する政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえない。

- 2 これらの分野における男女共同参画、とりわけ地域における男女共同参画の推進が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 地域や地域に住む人々の課題解決のための施策や活動の中で男女共同参画の重要性が十分意識されていない。
- (2) 地域活動への参画には性別・世代の偏りがある。
- (3) PTA、自治会、消防団等地域の方針決定過程において女性の活躍の場が乏しく、事実上閉ざされている場合もある。
- (4) 根強い固定的性別役割分担意識により、女性リーダーが育成されていない場合がある。
- (5) 地域によっては、男女共同参画の推進拠点である女性センター・男女共同参画センターの位置づけが確立していないところもあるなど推進体制がまだ十分ではなく、幅広い分野の関係機関やNPO等との連携・協働も不十分である。
- (6) 地方公共団体における男女共同参画施策の推進についての優先度、熱意にばらつきがみられる。

II 今後の目標

「地域」(地域コミュニティ)²⁷は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じ

²⁷ 地域（地域コミュニティ）とは、住民の身近な生活圏とし、そこにおける住民の活動を主たる対象とする。活動に応じて、町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定されるが、都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念としている。

ており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。

そのためには、地域における方針決定過程(自治会、農業委員等地域住民が担う様々な行政関連の委員会・協議会等)への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画(地域おこし・まちづくり・観光、消防団等防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等)により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。

このため、意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。男女共同参画の視点に立った地域や分野横断的なネットワークの構築、地域の男女共同参画拠点の活性化、地方公共団体における男女共同参画行政への積極的推進等を図り、あらゆる人々にとっての身近な男女共同参画を推進する。

また、防災、環境等の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがあるが、組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を推進する。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

(1) 施策の基本的方向

女性センター・男女共同参画センター等の機能の充実・強化を図るとともに、公民館や自治会等地域活動が行われている場を活用し、地域ネットワークの構築や地方公共団体における男女共同参画の積極的推進を促すなど、男女共同参画の考え方があらゆる地域活動の基本要件となるよう基盤作りを推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供・共有を促進する。
- ② 地域活動の表彰等の広報・啓発活動を行う。
- ③ 女性リーダー等の人材育成のため、研修等の支援を行うほか、リーダー等になりやすい環境整備を図るとともに、多様な動機付けの仕組みを検討する。
- ④ 男女共同参画の視点を踏まえ、地方公共団体、女性センター・男女共同参画センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業(ダイバーシティ担当者等)等地域活動を行っている団体とのネットワークの構築、連携を促進する。
- ⑤ 地方公共団体職員、地域活動を行うリーダー等の理解促進のため研修の充実を図る。

2 地域の活動における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

固定的性別役割分担意識を解消するための意識啓発を更に進めるとともに、課題解

決型実践的活動への移行を推進する。また、地域社会の様々な活動に男性や若年層など多様な人々が参画できるよう、仕事と生活の調和を進める。

さらに、地域における方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性の自主的な活動を阻害しないように留意しつつ、男女共同参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図る。

(2) 具体的な取組

- ① PTA、自治会、消防団、商工会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。
- ② 防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参画を促進する。
- ③ 男女共同参画の視点を踏まえ、地方公共団体、女性センター・男女共同参画センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業（ダイバーシティ担当者等）等地域活動を行っている団体とのネットワークの構築、連携を促進する。

3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

(1) 施策の基本的方向

地域の文化・産業を男女共同参画を踏まえた新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進め、さらに、それを基礎とした観光を通じて国内外の人々との交流を深めることで、地域や地域経済の活性化、暮らしの改善を実現する。

(2) 具体的な取組

- ① 地域おこし、まちづくり、観光分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、まちづくりや地域経済活性化等のための計画策定や活動等に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。
- ② 文化の伝承など地域の文化活動に、男女ともに多様な年齢層の参画促進を図る。
- ③ 男女共同参画の視点を踏まえ、行政と、地域おこし、まちづくり、観光に関する地域活動を行っている商店街や団体等とのネットワークの構築、異業種間での連携を促進する。
- ④ 地域おこし、まちづくり、観光分野における女性の人材育成を支援する。
- ⑤ ボランティア活動、NPO等への参画促進のため、情報提供、相談活動などを通じた環境整備を進める。また、男女共同参画の推進を支援するため、NPO法人を対象とした税制優遇措置の充実などの支援を検討する。

4 防災における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになって

おり、防災(復興)の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制を確立する。

(2) 具体的な取組

- ① 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災計画等に男女共同参画の視点や、高齢者・外国人等の視点が反映されるよう働きかける。
- ② 避難場所や災害ボランティア活動などの場において、男女共同参画の視点からの配慮がなされ、女性の安全が保たれるよう図る。
- ③ 消防職員・消防団員・警察官・自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。

5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

(1) 施策の基本的方向

地球環境問題を解決し、持続可能な社会の実現を目指していくためには、環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を生かしながら、一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていくとともに、持続可能な社会の実現に重要な課題である環境分野における女性の積極的参画を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。
- ② 男女共同参画の視点を踏まえ、行政、大学、NPO活動等地域の環境保全活動を行っている団体とのネットワーク構築、連携を促進する。
- ③ 環境分野における女性の人材育成を支援する。
- ④ 地球環境問題を解決し、持続可能な社会実現のための情報の提供や交流の場の提供を図る。

第 15 分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」

I これまでの施策の効果と、「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」が十分に進まなかった理由

- 1 我が国の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解では、一定の取組について評価されている反面、前回の最終見解(2003 年)への取組が不十分と指摘され、未実施事項への取組を要請されるなど、国際規範の国内実施において多くの課題が残されている。

また、国際貢献については、ODA(政府開発援助)予算が減少傾向にある中でGADイニシアティブを活用しつつODAにおけるジェンダー主流化²⁸に取り組んでいる。

- 2 国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 国際規範に履行義務があるという認識が足りず、国内において施策が十分に実施されてこなかった状況に加え、女子差別撤廃条約等の国際規範を推進する体制が弱く、推進する主体が明確でなかった。
- (2) 国際規範を国内で実施するに当たっても、固定的性別役割分担意識が依然として根強く、国際的協調の観点から男女共同参画を推進していく上で障害となっている。
- (3) ODA実施等に当たって、男女共同参画の視点が必ずしも十分に反映されているとは言えない面があった。

II 今後の目標

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、我が国においては女子差別撤廃委員会の最終見解に指摘されているように多くの課題がある。緊急に実施すべき2年以内のフォローアップ項目も含め、勧告された事項を可能な限り実施するよう努める。

また、国際的な場における女性の積極的な登用を進める。

さらに、男女共同参画は国際的連携をとりつつ進める課題であることを踏まえつつ、ODA の実施に当たってはジェンダー主流化の視点に立ち効果的かつ公正に進める。また、戦時・平時を問わずいかなる女性に対する人権侵害も起きてはならない問題である。女性の平和構築の過程への参画を進める必要がある。

このような取組を通じて、男女共同参画に関して、国際的な評価を得ていく必要がある。

²⁸ すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス。あらゆる分野での「ジェンダー平等」を達成するための手段である。('GADイニシアティブ'より)

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内施策における実行・国内への周知

(1) 施策の基本的方向

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。今後とも、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、「北京宣言及び北京行動綱領」及び国連特別総会「女性 2000 年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際規範・基準を周知徹底するとともに、積極的に国内施策において実行するよう努める。

(2) 具体的な取組

- ① 女子差別撤廃委員会からの最終見解(2009 年8月公表)及び国際規範・基準、議論等、国際的な取組を、法曹関係者を含めあらゆる機関、あらゆる年代層の国民に周知徹底する。
- ② 女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会からの最終見解等の国内施策における実行及びその評価や監視体制を強化する。
- ③ 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。また、パートタイム労働に関する条約(IL0 第 175 号条約)、母性保護条約(IL0 第 183 号条約)等男女共同参画にかかわりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、締結に向けて積極的な対応を図る。さらに、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(IL0 第 111 号条約)について、差別全般を禁止する人権擁護のための法律の成立に努めるとともに、このような法律の成立後において早期締結に向けての検討を図る。

2 男女共同参画の視点に立った国際貢献

(1) 施策の基本的方向

ODA の計画立案から実施、評価にいたるプロセスにおいて、人間の安全保障及び男女共同参画の視点に立って ODA プログラム・プロジェクトを効果的に実施し、開発途上国におけるジェンダー主流化の促進を通じて、男女共同参画の推進及び女性のエンパワーメントの達成及び地位向上に積極的に寄与する。また、平和構築の観点から、女性を被害者の側面にとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。

(2) 具体的な取組

- ① ミレニアム開発目標の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、ODA 大綱に基づき、引き続き男女共同参画の視点を重要なものとして考え、ODA を適切に実施する。

- ② ODA大綱や GAD イニシアティブに基づき、我が国の ODA 政策(国別援助計画等)を実施する際に男女共同参画の視点を反映させる。特に、女性の地位や福祉の向上を直接の目的としない開発政策においても、男女共同参画の視点をより一層反映するよう努める。また、ミレニアム開発目標のうち、母子保健分野等日本が実績を持つ保健・教育関連の目標達成に向けて取組を強化する。
- ③ 男女共同参画の視点に立った ODA プログラム等の実施に関する評価や監視体制を確立する。
- ④ ジェンダー主流化の観点から、開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化を支援する。
- ⑤ 日本が拠出している UNDP(国連開発計画)パートナーシップ基金等の基金において、女性のエンパワーメント促進を含め男女共同参画の視点に配慮した案件に資金が重点的に配分されるよう努める。
- ⑥ ODA 政策決定機関・実施機関のジェンダー主流化のため、ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、ジェンダー研修の実施、ジェンダー担当者の能力向上等により組織の体制整備に努める。
- ⑦ 女性の平和への貢献を推進するため、「女性・平和・安全」に関する安保理決議 1325、1820、1888、1889 号を効果的に実施し、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。
- ⑧ 人身取引は人権侵害であり、ODA を活用した人身取引被害者のエンパワーメント等、人間の安全保障の観点に基づく被害者支援を進める。あわせて、被害者の出身国等関係国との連携体制を強化し、国境を越えた人身取引の撲滅に貢献する。
- ⑨ 外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力を強化する。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じて国内外の NGO 等への支援を引き続き実施する。
- ⑩ 今後設立が予定されている、国連のジェンダー関係の4機関を統合する新たな機関が効果的・効率的に機能するように働きかける。
- ⑪ 「ジェンダーと開発」分野の研究体制を強化する観点から、関係研究機関の連携の強化等を図る。

3 対外発信機能の強化

(1) 施策の基本的方向

国際社会における日本の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。

(2) 具体的な取組

- ① 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議(女子差別撤廃委員会、婦人の地位委員会等)の委員や、日

本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画し積極的な貢献ができるように努める。

- ② 日本の特徴を生かしたテーマの対外発信(防災や環境分野における男女共同参画の視点等)に努める。
- ③ 男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、外国政府、国際機関、国内外の NGO 等との効果的な交流・連携・協力を強化する。
- ④ 男女共同参画を推進するために、NGO の政府代表団への参加を継続するなど、政府と NGO 等との連携・協力を進める。

第3部 推進体制

I 今後の目標

男女共同参画社会の形成には、各重点分野において述べた広範かつ多岐にわたる取組を展開することが必要である。そのためには、推進力を一層強化していくことが必要である。

このため、基本計画、女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視機能の強化など、国内本部機構の強化が必要である。また、地域における男女共同参画を推進するためには、地方公共団体や民間団体等の積極的な取組が重要である。関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮し、関係機関間で連携するとともに、国が地方公共団体、民間団体等と有機的に連携し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが必要である。

II 施策の基本的方向と具体的な取組

1 国内本部機構(内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化

(1) 施策の基本的方向

国内本部機構は、これまでナショナル・マシーナリーとして、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。今後とも、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、あらゆる施策について、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣(男女共同参画)の下で、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能・体制を更に強化する。

(2) 具体的な取組

- ① 国内本部機構の機能を十分に発揮できるよう、体制の強化を図る。このため、事務局機能の充実も図る。
- ② 国内本部機構と、多様な主体(地方公共団体、国立女性教育会館、各地の女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、労働組合等)との連携を強化する。
- ③ 国内本部機構の運営に当たっては、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体を始めとする国民の幅広い意見を反映する。
- ④ 男女共同参画会議については、国内本部機構の重要な機関として、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策及び重要事項などの調査審議を行うこと、施策の実施状況について監視し、また施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査すること、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べることなどその機能を最大限に発揮する。

- ⑤ 男女共同参画推進連携会議については、経済界や各種団体を始めとする各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るとともに、NPO や NGO、地縁団体など相互の交流や情報交換等の連携を強化するため、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワーク形成の支援を図る。
- ⑥ 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携強化など対外発信機能の強化に努める。
- ⑦ 国内本部機構が全体として有効に機能するよう、各府省における男女共同参画推進本部担当部署が、それぞれの府省の施策の企画・立案に積極的に関与し、当該施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握することを通じ、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるようその機能の充実を図る。

また、関係府省による連絡会議の定期的な開催などにより、行政機関相互の緊密な連携を確保する。

2 基本計画の実施状況や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能等の強化

(1) 施策の基本的方向

基本計画、女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての男女共同参画会議における監視・影響調査機能等を強化し、実効性を高める。

(2) 具体的な取組

- ① 基本計画における施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、定期的に監視するとともに、必要に応じて取組の強化等を働きかける。
- ② 女子差別撤廃条約に基づく第6回報告に対する女子差別撤廃委員会からの最終見解における指摘事項への対応に関し、男女共同参画会議においてその進捗状況を監視する。
- ③ 政府の施策についての苦情の処理等について、行政相談制度、人権擁護機関等の積極的な活用により、その機能の充実を図る。
- ④ 国内人権救済機関が設置された場合には、男女共同参画会議は当該機関との密接な連携を図る。

3 地方公共団体や民間団体等における取組への支援(地方公共団体、国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等)

(1) 施策の基本的方向

男女共同参画社会の実現には、地域において身近な男女共同参画を推進すること

が重要である。このため、地方公共団体、国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、労働組合等が地域における多様な主体と連携・協働を強化することを促進する。また、国は、地方公共団体や民間団体等とともに一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進する。

(2) 具体的な取組

① 地方公共団体との連携強化

- i) 都道府県に対しては、関連施策の一層の推進、市町村への働きかけ等のために、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。
- ii) 市町村に対しては、推進体制の整備充実、関連施策の一層の推進のため、情報提供、研修機会の提供、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。
- iii) 地方公共団体に対して、基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供を行う。とりわけ、市町村に対しては、計画の策定に資するよう、参考となる資料を作成、提供し、その支援を図る。
- iv) 先進事例等の収集・分析、全国的な男女共同参画の進捗状況等のデータ・意見の収集、施策評価の手法の研究などを行い、地方公共団体等に対してこれらの成果を提供し、地域における男女共同参画推進を支援する。
- v) 男女共同参画推進へのリーダーシップ発揮について首長等への働きかけを行う。

② 女性センター・男女共同参画センター等男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実

- i) 女性センターや男女共同参画センター等(以下、「センター等」という。)は、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を有しており、NPO、NGO や住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点である。それぞれの地域においてこうした機能を十分に果たせるよう、センター等の果たす役割を明確にし、理解の深化を促進する。
- ii) 地域における課題解決や実践的活動につながる知識習得、それぞれの地域における人々の課題の把握・解決のための情報提供、人材の発掘・育成などセンター等の機能の充実が図られるよう支援するほか、センター等を拠点とする団体とその他の地域団体とをつなげるなどの役割をセンター等が果たすことを促進する。
- iii) センター等を運営する指定管理者について、男女共同参画施策等を十分理解していることや、地方公共団体の男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力が必要である。このため、指定管理者の選定基準について検討し、センター等の趣

旨目的を生かした効果的な管理運営がなされるよう促す。また、職員の意見がセンターの運営に反映されるシステムを促す仕組みづくりを促進する。

③ 国立女性教育会館における取組の推進

- i) 我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修・交流を行い、全国のセンター等のネットワークの中核を担うなど、これまで果たしてきた役割の重要性和実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を更に支援するとともに、大学等ともより一層の連携を図るなど、機能のさらなる充実・深化を促進する。

④ 女性と仕事の未来館における取組の推進

- i) 働く女性や働くことを希望する女性を総合的に支援する拠点として、女性の能力発揮や健康促進等の事業で蓄積したノウハウを全国の女性関連施設や団体へ提供するため、研修や情報提供を行うほか、働く女性のグループ・団体等のデータベースの構築等により活動の支援を行う。

⑤ NPO、NGO、地縁団体との連携強化

- i) 様々な分野で独自の視点に立って、自主的な活動を展開している NPO や NGO、地縁団体が、男女共同参画社会の実現や「新しい公共」の実現に向けて果たす役割は極めて大きいため、NPO、NGO、地縁団体との情報の共有を一層促進する。
- ii) 全国的な男女共同参画推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じた地域の連携体制づくりを進め、NPO や NGO、地縁団体など相互の交流や情報交換等のネットワークづくりを充実させる。
- iii) 男女共同参画の推進を支援するため、NPO 法人を対象とした税制優遇措置の充実などの支援を検討する。

⑥ 大学、企業、経済団体、労働組合等との連携強化

- i) 男女共同参画の視点での分野横断的・全国的なネットワークを構築するため、大学や企業、経済団体、労働組合等に対し、地域での男女共同参画の実現に向けた様々な活動に当たって連携・協力を依頼する。